

議案第七一号

三朝町取員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

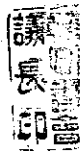
三朝町取員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

昭和三十五年十二月二十三日提出

三朝町長坂出雅巳
昭和三十五年十二月二十三原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎





三朝町取員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町取員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の
の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「別表第一」の下に「及び第二」を加える。

第四条「第五項」を「第七項」とし同条第四項ただし書中「三十九月」を
「二十四月」へその給料月額が取員の属する取務の等級における給料の
中の最高額である場合にあっては十八月）に改め同項を同条第六項と
し同条第一項から三項までそれぞれ二項づつ繰下げ同条に第一項及び
第二項として次の二項を加える。

町長は町の行政組織に関する法令、条例、規則及び町の機関の定める

規定の趣旨に従い前条第二項の規定に基づく分類の基準に適合する

ように、かつ予算の範囲内で取務の等級の定数を設定し又は改訂する

ことができる。

2. 取員の取務の等級は前項の取員の等級ごとの定数の範囲でかつ町

長の定めるところにより決定する。

第二十条第二項中「百分の百四十」とあるを「百分の五十」に改める。

別表を次のように別表第一別表第二に改める。

議長印

附 則

(施行期日)

一 この条例は公布の日から施行し昭和三十五年十月一日から適用する。

(改正後の取務の等級)

二 取員(医師(以下「医療取」といふ)を除く)の昭和三十五年十月一日(以下「切替日」といふ)における取務の等級は切替日の前日において改正前の三朝町取員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」といふ)の規定によりその者が属していた取務の等級とし切替以後この条例の施行の日(以下「施行日」といふ)の前日までの間において新たに給料表の適用をうける取員となつた者及び取務の等級を異にして異動した者の異動の日における取務の等級は改正前の条例の規定により異動の日においてその者が属していた給料表の取務の等級とする。

三 医療取の取務の等級は別にこれを定め一等級とする。

(給料の切替表による切替)

四 切替日の前日において改正前の条例により取務の等級の最高の号給以外の号給を受ける取員の切替日における号給はその者の切替日の前日に受けていた号給を受けていた月数に当該号給の直近下位の号給から一号給までの号給とする。

給に付する改正前の各級の給料表の昇給期間欄に在りし月数の除
月数を加えて得た月数を三等級の十二月まで四等級の六十月までは六で除
しその他は十二で除して得た数を加えた数（一に満たない数は切り捨てる）
に一を加えた数を附則別表の給料切替表（以下「切替表」という）の号給欄に
求めて得られる号給とする。

五、切替日の前日において改正前の条例の規定により取務の等級の最高の号
給又は最高の号給をこえる給料月額を後ける取員の切替日における切替号
給又は切替給料月額を所長の定めるところによる。

（改正後の給料表への切替）

六、前二項の規定により決定された切替給料表の切替号給又は切替給料月額
は次の各号の定めるところにより改正後の条例別表の給料表（以下「新給料
表」という）の各号給又は給料月額に切替えるものとする。

- 一、新給料表の当該取務の等級に切替表の号給と同じ額の号給があるとき
は当該号給に同じ額の号給がないときは直近上位の額の給料表の号給
に切替えるものとする。
- 二、前二項の規定により決定された切替給料月額が新給料表の当該取務の
等級の一号給に達しないときは又は最高号給をこえるときは所長の定める
給料月額に切替えるものとする。

鳥取縣
三〇三

7. 前項の規定にかかわらず切替表から新給料表に切替える場合において取
員が町長の定めるところに従い当該取員の切替日において属する取務の等
級の一等級上位の等級に昇格する資格を有するときは等級別定数の範囲内
においてその者を当該切替日において属する取務の等級の一等級上位の等
級における号給又は給料月額に切り替えることができる。この場合におい
ては前項第一号及び第二号の規定を準用する。

8. 附則第四項の規定により切替日における切替号給を決定される取員にあ
つては同項の規定により切替えられた端数を十二月に累じて得た月数（三
等級二号以下、四等級十号以下は六月に累じて得た月数）を附則第五項の規
定により切替日における切替号給又は切替給料月額を決定される取員にあ
つては町長の定める月数をこれに切替日において決定される新給料表の
号給又は給料月額を受けける期間に通算する。

9. 切替日以降施行日の前日までの間において改正前の条例の規定により新
たに給料表の適用を受けける取員となつた者及び給料表、取務の等級又は号給
若しくは給料月額に異動のあつた取員の改正後の条例の規定による当該適
用又は異動の日における号給又は給料月額の決定及び当該号給又は給料月
額を受けけることとなる期間（この期間に通算される期間を含む）の算定に

ついでに町長の定めるところによる。

10 附則第六項及び第七項の規定により新給料表の各取務の等級の直近上位の号給又は町長の定める給料月額に決定せられたため切替号給又は切替給料月額と新給料表の号給又は給料月額に差額を生じたときは町長の定めるところにより当該取員について当該号給又は給料月額を受けず期間を延伸するものとする。

11 昭和三十一年四月一日以後切替日の前日までの間において取務の等級を異にして異動した取員の切替日における号給又は給料月額及び附則第八項の規定により通算されることとなる期間については切替日において取務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡を特に必要と認められる限度において町長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

12 附則第三項から前項までの規定の適用については改正前の条例の適用により取員が切替の前日において受けていた号給又は給料月額は改正前の条例及びこれに基づく町長の定めるところに従って定められたものでなければならぬ。

13 附則第三項から前項までに定められるもののほかこの条例の施行に伴う取員の給料の切替に關し必要な事項は町長が定める。

(給与の内払)

14 この条例の施行前において改正前の条例の規定にもとづいてすでに取員に支払われた昭和三十五年十月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

(昭和三十五年十月一日からこの条例の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。)

同に係る改正後の条例の規定により取員に支払われるべき給与と前項に規定するすでに支払われた給与との差額は町長の定めるところにより支給する。